

下線部が変更箇所

改定後	改定前
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年12月27日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 総務省</p>	<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年9月7日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 総務省</p>
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次)</p> <p>[I 略]</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[第1・第2 略]</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>[1 略]</p> <p>2 電気通信事業法における<u>電気通信役務</u>に関する制度の趣旨と概要</p> <p>[3 略]</p> <p>[第4・第5 略]</p> <p>【再掲】 略]</p> <p>[III・IV 略]</p>	<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次)</p> <p>[I 同左]</p> <p>II [同左]</p> <p>[第1・第2 同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 電気通信事業法における<u>料金その他の提供条件</u>に関する制度の趣旨と概要</p> <p>[3 同左]</p> <p>[第4・第5 同左]</p> <p>【再掲】 同左]</p> <p>[III・IV 同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 [第1 略]</p> <p>第2 指針の構成と基本的考え方 [1・2 略]</p> <p>3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方 (1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。 [①～⑦ 略]</p> <p><u>⑧ 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)において、固定通信分野における利用者のサービス利用や電気通信事業者の設備構成等に係る環境変化を踏まえて第一種指定電気通信設備制度を見直すとともに、卸電気通信役務に係る電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供及び当該卸電気通信役務に関する情報の提示の義務付け等の措置を講じている。</u></p> <p>これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。 [(注9)・(注10) 略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野</p>	<p>I [同左] [第1 同左]</p> <p>第2 [同左] [1・2 同左]</p> <p>3 [同左] (1) [同左]</p> <p>[①～⑦ 同左] [新設]</p> <p>[同左]</p> <p>[(注9)・(注10) 同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>II [同左] 第1 [同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>[1 略]</p> <p>2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 接続等に関する命令</p> <p>電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。</p> <p><u>また、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、提供を拒む正当な理由があると認める場合等を除き、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条において準用する第35条第1項）。</u></p> <p>また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に</p>	<p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。</p> <p>[新設]</p> <p>また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に</p>

改 定 後	改 定 前
<p>応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条において準用する第38条第1項）。</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 特定設備との接続に係る行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>[① 略]</p> <p>② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間等について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[イ・ウ 略]</p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>ア 業務改善命令の対象となる行為</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気</p>	<p>応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条第1項において準用する第38条第1項）。</p> <p>[3 同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[① 同左]</p> <p>② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、<u>優先接続（マイライン）等における登録作業等</u>について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[イ・ウ 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第10号）。</p> <p>〔ア〕 略</p> <p>(イ) 接続又は共用の業務における不当な運営</p> <p>〔a～c〕 略</p> <p>d その他の事項</p> <p>(例)</p> <p>〔①～⑤〕 略</p> <p>⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でないにもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>⑦ 〔略〕</p>	<p>〔ア〕 同左</p> <p>(イ) 〔同左〕</p> <p>〔a～c〕 同左</p> <p>d 〔同左〕</p> <p>(例)</p> <p>〔①～⑤〕 同左</p> <p>⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない<u>〔注16〕</u>にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。</p> <p><u>〔注16〕優先接続（マイライン）及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。</u></p> <p><u>⑦ 優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。</u></p> <p>⑧ 〔同左〕</p>

改 定 後	改 定 前
<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>⑧ [略]</p> <p>その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第29条第1項第10号）。</p> <p>[イ・ウ 略]</p> <p>エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為</p> <p>市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項及び第31条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信</p>	<p><u>⑨ ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。</u></p> <p><u>⑩ 自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示しないこと。</u></p> <p>⑪ [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[イ・ウ 同左]</p> <p>エ [同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。</p> <p>(例)</p> <p>① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（<u>注16</u>）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（<u>注17</u>）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号及び第4項第1号）。</p> <p>（<u>注16</u>） [略] [(i)～(iv) 略] [削る]</p> <p>（<u>注17</u>） [略] [削る]</p> <p>② 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を</p>	<p>(例)</p> <p>① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（<u>注17</u>）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（<u>注18</u>）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号及び第4項第1号）。</p> <p>（<u>注17</u>） [同左] [(i)～(iv) 略] <u>(v) 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容（市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択）</u></p> <p>（<u>注18</u>） [同左]</p> <p>② <u>優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第30条第4項第2号）。</u></p> <p>③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を</p>

改定後	改定前
<p>設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例．交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注18）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第2項第1号）。</p> <p>（注18）[略]</p> <p>③ [略]</p> <p>第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設したりすることは、経済的ではないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注19）から、その貸与を受けられなかったり、貸与の手続が遅延したりすれば、新規参入や電気通信回線の拡充が困難な場合がある。</p> <p>（注19）[略]</p>	<p>設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例．交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注19）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第2項第1号）。</p> <p>（注19）[同左]</p> <p>④ [同左]</p> <p>第2 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設したりすることは、経済的ではないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注20）から、その貸与を受けられなかったり、貸与の手続が遅延したりすれば、新規参入や電気通信回線の拡充が困難な場合がある。</p> <p>（注20）[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対し、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、当該インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注20）。</p> <p>（注20） [略]</p> <p>2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要</p> <p>(1) 認定電気通信事業者（電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、<u>その認定に係る電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）</u>の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に</p>	<p>(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対し、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、当該インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注21）。</p> <p>（注21） [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 認定電気通信事業者（電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、<u>認定電気通信事業</u>の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議</p>

改 定 後	改 定 前
<p>対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第128条第1項）。</p> <p>〔(2)～(5) 略〕</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注21）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注22）、当該インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注23）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注24）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注25）。</p> <p>（注21）～（注25）〔略〕</p> <p>〔＜想定例＞ 略〕</p> <p>② 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをする（注2</p>	<p>を求めることができる（電気通信事業法第128条第1項）。</p> <p>〔(2)～(5) 同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>ア 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>① 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注22）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注23）、当該インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注24）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注25）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注26）。</p> <p>（注22）～（注26）〔同左〕</p> <p>〔＜想定例＞ 同左〕</p> <p>② 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをする（注2</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>6)</u> ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（<u>注27</u>）。</p> <p>（<u>注26</u>）・（<u>注27</u>）〔略〕</p> <p>〔＜想定例＞ 略〕</p> <p>イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（<u>注28</u>）。</p> <p>（<u>注28</u>）〔略〕</p> <p>ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者の電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た自己又は自己の関</p>	<p><u>7)</u> ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（<u>注28</u>）。</p> <p>（<u>注27</u>）・（<u>注28</u>）〔同左〕</p> <p>〔＜想定例＞ 同左〕</p> <p>イ 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（<u>注29</u>）。</p> <p>（<u>注29</u>）〔同左〕</p> <p>ウ 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た自己又は自己の関</p>

改 定 後	改 定 前
<p>係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注29）。</p> <p>（注29） [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>エ 一束化及び支線の共用に係る行為</p> <p>電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ インフラベースの事業者から一束化（注30）又は支線の共用（以下「一束化等」という。）のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）（注31）。</p> <p>（注30）・（注31） [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為</p> <p>電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その</p>	<p>係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注30）。</p> <p>（注30） [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>エ [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>○ インフラベースの事業者から一束化（注31）又は支線の共用（以下「一束化等」という。）のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）（注32）。</p> <p>（注31）・（注32） [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障がない限り、設備を提供することが求められる。</p> <p>このため、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。</p> <p>〔①～⑨ 略〕</p> <p>ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注32）又は支線の共用（注33）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。</p> <p>なお、一束化又は腕金類の設置（注34）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第3条第1項第5号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第1号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。</p> <p>（注32）～（注34）〔略〕</p> <p>イ 適正でない提供条件により貸与する行為</p> <p>電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、認定電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）、また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。</p> <p>このため、総務省は、電気通信事業法第132条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が次に</p>	<p>〔①～⑨ 同左〕</p> <p>ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注33）又は支線の共用（注34）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。</p> <p>なお、一束化又は腕金類の設置（注35）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第3条第1項第5号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第1号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。</p> <p>（注33）～（注35）〔同左〕</p> <p>イ 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>

改 定 後	改 定 前
<p>掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。</p> <p>[① 略]</p> <p>② 貸与の対価</p> <p>原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注3 5）。</p> <p>（注3 5）[略]</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>事業者の創意による企業努力に基づく価格・サービス競争は、能率競争（良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。）の中核をなすものであり、事業者がどのような料金や条件でサービスを提供するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものである。一方で、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、採算を度外視した低い料金を設定すること、取引の相手方により差別的な条件を設定したり取引の相手方を拘束する条件を設定したりすること、電気通信役務を提供するために必要な業務の受託等や卸電気通信役務の提供を拒否すること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引</p>	<p>[① 同左]</p> <p>② 貸与の対価</p> <p>原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注3 6）。</p> <p>（注3 6）[同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>事業者の創意による企業努力に基づく価格・サービス競争は、能率競争（良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。）の中核をなすものであり、事業者がどのような料金や条件でサービスを提供するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものである。一方で、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、採算を度外視した低い料金を設定すること、取引の相手方により差別的な条件を設定したり取引の相手方を拘束する条件を設定したりすること、電気通信役務を提供するために必要な業務の受託等や卸電気通信役務の提供を拒否すること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引</p>

改 定 後	改 定 前
<p>方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注3 6）。</p> <p>なお、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向があり、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者により、顧客を自己のネットワークに囲い込むような行為が行われた場合、競争事業者の事業活動に及ぼす影響が大きい。</p> <p>（注3 6） [略]</p> <p>2 電気通信事業法における電気通信役務に関する制度の趣旨と概要</p> <p>(1) 基礎的電気通信役務に関する制度</p> <p>国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務（加入電話等の第一号基礎的電気通信役務及びF T T Hアクセスサービス等の第二号基礎的電気通信役務をいう。）については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務付けているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、</p> <p>[（ア）～（カ） 略]</p> <p>は、契約約款変更命令を発動できることとされている（電気通信事業法第19条第2項）。</p> <p>(2) 指定電気通信役務に関する制度</p>	<p>方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注3 7）。</p> <p>なお、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向があり、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者により、顧客を自己のネットワークに囲い込むような行為が行われた場合、競争事業者の事業活動に及ぼす影響が大きい。</p> <p>（注3 7） [同左]</p> <p>2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要</p> <p>(1) [同左]</p> <p>国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務付けているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、</p> <p>[（ア）～（カ） 同左]</p> <p>は、契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第19条第2項）</p> <p>(2) [同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務付けるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、</p> <p>〔(ア)～(カ) 略〕</p> <p>は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。<u>(電気通信事業法第20条第3項)</u>。</p> <p>また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスキャップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。<u>(同法第21条第2項)</u>。</p> <p>(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度</p> <p>固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参加者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当</p>	<p>〔同左〕</p> <p>〔(ア)～(カ) 同左〕</p> <p>は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。<u>(電気通信事業法第20条第3項)</u>。</p> <p>また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスキャップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。<u>(同法第21条第2項)</u>。</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参加者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当</p>

改 定 後	改 定 前
<p>該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている（<u>電気通信事業法第38条の2第1項</u>）。</p> <p><u>また、卸電気通信役務の提供に関する電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、その提供する電気通信事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該卸電気通信役務の提供を拒んではならず、当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない（電気通信事業法第38条の2第2項及び第3項）。</u></p> <p><u>なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、業務改善命令のほか、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用され、禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている（電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項）。</u></p> <p>(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度</p> <p>(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により <u>電気通信役務</u> を提供することが可能である。</p>	<p>該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。</p> <p>[新設]</p> <p>第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、業務改善命令のほか、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用され、禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている（電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項）。</p> <p>(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度</p> <p>(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により <u>を</u> 提供することが可能である。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ただし、当該契約については、 〔ア〕～〔コ〕 略]</p> <p>は、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第29条第1項）。</p> <p><u>また、認定電気通信事業者は、私権の制約や公共的空間の利用を可能とする強力な権限が認められる特権的な地位を付与されていることから、その特権を用いて電気通信回線設備を設置したにもかかわらず、その電気通信回線設備の適正な利用が確保されない場合は、広く公共の利益に資することとならず、当該特権的な地位を付与した趣旨が没却されることにもなりかねない。そのため、認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならず、認定電気通信事業者がこれに違反した場合には、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第121条第1項及び第2項）。</u></p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金や卸電気通信役務の料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）</p>	<p>ただし、当該契約については、 〔ア〕～〔コ〕 同左]</p> <p>は、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第29条第1項）。</p> <p>[新設]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア [同左] [同左]</p> <p>① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金や卸電気通信役務の料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(注37)。 (注37) [略] [<想定例> 略]</p> <p>② 競争事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）(注38)。 (注38) [略]</p> <p>③ 電気通信役務を提供に要する費用(注39)を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。 (注39) [略] [<想定例> 略]</p> <p>④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）(注40)。 (注40) [略] [<想定例> 略]</p> <p>⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件等（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引</p>	<p>(注38)。 (注38) [同左] [<想定例> 同左]</p> <p>② 競争事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）(注39)。 (注39) [同左]</p> <p>③ 電気通信役務を提供に要する費用(注40)を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。 (注40) [同左] [<想定例> 同左]</p> <p>④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）(注41)。 (注41) [同左] [<想定例> 同左]</p> <p>⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件等（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引</p>

改 定 後	改 定 前
<p>等) (注4 1)。 (注4 1) [略] [<想定例> 略]</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される (同法第19条第2項及び第20条第3項)。</p> <p>a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき (例)</p> <p>① <u>第一号基礎的電気通信役務においては、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。第二号基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務においては、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。</u></p> <p>[② 略]</p> <p>[b～e 略]</p> <p>f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき (例)</p> <p>[①～⑦ 略] [削る]</p>	<p>等) (注4 2)。 (注4 2) [同左] [<想定例> 同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) [同左]</p> <p>a [同左] (例)</p> <p>① 基礎的電気通信役務において、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定し、又は指定電気通信役務において、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。</p> <p>[② 同左]</p> <p>[b～e 同左]</p> <p>f [同左]</p> <p>(例)</p> <p>[①～⑦ 同左] ⑧ <u>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続 (マイラインプラス) の登録者</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>⑧～⑪ [略] [削る]</p> <p>⑫～⑭ [略]</p> <p>(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為(②については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。)については、行為の停止・変更命令が発動される(電気通信事業法第30条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される(同法第31条第4項)。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る(同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3</p>	<p><u>のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。</u></p> <p>⑨～⑫ [同左]</p> <p>⑬ <u>優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」(注43)ではなく、「固定優先接続」(注44)の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。</u></p> <p><u>(注43) 00XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マイライン」。</u></p> <p><u>(注44) 00XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。</u></p> <p>⑭～⑯ [同左]</p> <p>(イ) [同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>号)。</p> <p>(例)</p> <p>① 自己の関係事業者(電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人(注4.2)であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。)とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと(電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号)。</p> <p>(注4.2) [略]</p> <p>② 他の電気通信事業者(注4.3)との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること(電気通信事業法第30条第4項第3号)。</p> <p>(注4.3) [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(例)</p> <p>① 自己の関係事業者(電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人(注4.5)であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。)とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと(電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号)。</p> <p>(注4.5) [同左]</p> <p>② 他の電気通信事業者(注4.6)との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること(電気通信事業法第30条第4項第3号)。</p> <p>(注4.6) [同左]</p> <p>③ <u>ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとする</u>こと(電気通信事業法第30条第3項第2号及</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については <u>業務改善命令が発動される（a から f については電気通信事業法第 29 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで、g については電気通信事業法第 121 条第 2 項）。</u></p> <p>[a ～ e 略]</p> <p>f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき</p> <p>(例)</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>[削る]</p> <p>⑦～⑨ [略]</p> <p>[削る]</p> <p>⑩・⑪ [略]</p> <p>⑫ 固定ブロードバンドサービス（注 4.4）の利用の開始に当たって必要となる工事費（GPS 付据え置き型 Wi-Fi ルータの端末代金を含む。以下同じ。）の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。</p>	<p><u>び第 4 項第 2 号）。</u></p> <p>(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される（<u>電気通信事業法第 29 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで</u>）。</p> <p>[a ～ e 同左]</p> <p>f [同左]</p> <p>(例)</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ <u>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。</u></p> <p>⑧～⑩ [同左]</p> <p>⑪ <u>契約において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」ではなく、「固定優先接続」の登録をしたものとみなすこと。</u></p> <p>⑫・⑬ [略]</p> <p>⑭ 固定ブロードバンドサービス（注 4.7）の利用の開始に当たって必要となる工事費（GPS 付据え置き型 Wi-Fi ルータの端末代金を含む。以下同じ。）の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(注4 4) [略]</p> <p>⑬～⑮ [略]</p> <p>なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。</p> <p><u>g 認定電気通信事業者が、正当な理由なく、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒否するとき</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p>○ <u>認定電気通信事業者が、その認定電気通信事業に係る電気通信役務を利用する意思がある者に対し、当該者が電気通信役務の提供に関する契約を過去に短期間で解約したことがあることのみを理由に、当該電気通信役務の提供の申込みを承諾しないこと。</u></p> <p>[(エ) 略]</p> <p>(2) セット提供等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 他の事業者と業務提携を行うことにより自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて他の商品・サービスを提供する場合</p> <p>(注4 5) に、業務提携を行う事業者に対して、他の電気通信事業者との業務提携を行わないこと、又は他の電気通信事業者との業務提携における割引額を低く抑えるなど、他の電気通信事業者との提</p>	<p>(注4 7) [同左]</p> <p>⑮～⑰ [略]</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(エ) 同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>① 他の事業者と業務提携を行うことにより自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて他の商品・サービスを提供する場合</p> <p>(注4 8) に、業務提携を行う事業者に対して、他の電気通信事業者との業務提携を行わないこと、又は他の電気通信事業者との業務提携における割引額を低く抑えるなど、他の電気通信事業者との提</p>

改 定 後	改 定 前
<p>携内容を自己若しくは自己の関係事業者との提携内容よりも不利なものとするを条件とすることにより、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。</p> <p>(注45) [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供(注46)を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用(注47)を著しく下回る料金を設定すること(注48)により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</p> <p>(注46) [略]</p> <p>(注47) 費用に関する考え方は注39と同じである。</p> <p>(注48) [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[イ 略]</p> <p>(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>[①・② 略]</p> <p>③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、不当に高額の違約金の支払を請求し(注4</p>	<p>携内容を自己若しくは自己の関係事業者との提携内容よりも不利なものとするを条件とすることにより、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。</p> <p>(注48) [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供(注49)を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用(注50)を著しく下回る料金を設定すること(注51)により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</p> <p>(注49) [同左]</p> <p>(注50) 費用に関する考え方は注40と同じである。</p> <p>(注51) [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[イ 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、不当に高額の違約金の支払を請求し(注5</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>9</u>)、若しくは他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けること、又は不当に端末設備に技術的な制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること (<u>注 5 0</u>) により、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること (私的独占、取引妨害等)。</p> <p>(<u>注 4 9</u>)・(<u>注 5 0</u>) [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[④ 略]</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される (同法第 2 9 条第 1 項第 1 2 号)。</p> <p>(例)</p> <p>[①～⑧ 略]</p> <p><u>⑨ 利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること。</u></p> <p>(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。また、加入者回線網を保有する電気通信事業者との接続や当該電気通信事業者から卸</p>	<p><u>2</u>)、若しくは他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けること、又は不当に端末設備に技術的な制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること (<u>注 5 3</u>) により、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること (私的独占、取引妨害等)。</p> <p>(<u>注 5 2</u>)・(<u>注 5 3</u>) [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[④ 同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>(例)</p> <p>[①～⑧ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(4) 同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>電気通信役務の提供を受けることにより電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供するために必要な業務を、加入者回線網を保有する電気通信事業者に委託する場合がある。このため、電気通信事業者にとっては、加入者回線網を保有する事業者から業務の受託等を拒否されれば、新規参入が困難となる場合がある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介等、その他の業務の受託等（注文受付、料金請求・回収代行等の業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し（注5 1）、又は自己の関係事業者に比べて高い料金を設定する（注5 2）など不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注5 3）。</p> <p>（注5 1）～（注5 3） [略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[イ 略]</p> <p>(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金を低く設定することにより、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供し、小売サービス市場において自ら設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者等の事業活動を困難とさせる場合がある。このため、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸</p>	<p>○ 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介等、その他の業務の受託等（注文受付、料金請求・回収代行等の業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し（注5 4）、又は自己の関係事業者に比べて高い料金を設定する（注5 5）など不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注5 6）。</p> <p>（注5 4）～（注5 6） [同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[イ 同左]</p> <p>(5) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>電気通信役務について、提供に要する費用を著しく下回る料金で提供したり、不当に特定の地域又は相手方に対してのみ料金を低く設定したりすることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上問題となる。</p> <p>また、電気通信事業者にとっては、投資等を行うことにより新たに設備を構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備があることや電波の割当て枠に限りがあること等から、これらを保有する市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けられなかったり、卸電気通信役務の手続が遅延したりすれば、新規参入が困難となる場合があり、電気通信事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上問題となる場合がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 提供に要する費用（注5.4）を著しく下回る料金で卸電気通信役務を提供することにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（<u>私的独占、不当廉売等</u>）。</p> <p>（注5.4）[略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[②・③ 略]</p> <p>④ 競争事業者に対して、事業活動を行うために必要な卸電気通信役務の提供を不当に拒否すること、又は卸電気通信役務に関連する費用（注5.5）を高く設定し（注5.6）（注5.7）、卸電気通信役務の</p>	<p>① 提供に要する費用（注5.7）を著しく下回る料金で卸電気通信役務を提供することにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（<u>私的独占、不当廉売等</u>）。</p> <p>（注5.7）[同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[②・③ 同左]</p> <p>④ 競争事業者に対して、事業活動を行うために必要な卸電気通信役務の提供を不当に拒否すること、又は卸電気通信役務に関連する費用（注5.8）を高く設定し（注5.9）（注6.0）、卸電気通信役務の</p>

改 定 後	改 定 前
<p>提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、卸電気通信役務の提供手続（注5 8）を遅延させ、卸電気通信役務の提供を受ける者にとって必要な機能を利用させないなど実質的に卸電気通信役務の提供を不当に拒否していると認められる行為を行うこと（私的独占、取引拒絶等）（注5 9）（注6 0）。</p> <p>（注5 5）～（注6 0）[略]</p> <p>⑤ 競争事業者に対して卸電気通信役務の提供を行う場合に、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務に関連する費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供手続、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間、技術的条件（注6 1）等について、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること（注6 2）により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p>（注6 1）・（注6 2）[略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>⑥ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該卸電気通信役務を受けた電気通信事業者が当該卸電気通信役務を用いて提供する電気通信役務の顧客に対して当該卸電気通信役務以外を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを不当に制限すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注6 3）。</p> <p>（注6 3）[略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>⑦ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、電気通信役務を提供する</p>	<p>提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、卸電気通信役務の提供手続（注6 1）を遅延させ、卸電気通信役務の提供を受ける者にとって必要な機能を利用させないなど実質的に卸電気通信役務の提供を不当に拒否していると認められる行為を行うこと（私的独占、取引拒絶等）（注6 2）（注6 3）。</p> <p>（注5 8）～（注6 3）[同左]</p> <p>⑤ 競争事業者に対して卸電気通信役務の提供を行う場合に、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務に関連する費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供手続、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間、技術的条件（注6 4）等について、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること（注6 5）により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p>（注6 4）・（注6 5）[同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>⑥ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該卸電気通信役務を受けた電気通信事業者が当該卸電気通信役務を用いて提供する電気通信役務の顧客に対して当該卸電気通信役務以外を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを不当に制限すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注6 6）。</p> <p>（注6 6）[同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>⑦ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、電気通信役務を提供する</p>

改 定 後	改 定 前
<p>地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。</p> <p>そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注6 4）。</p> <p>（注6 4） [略] [<想定例> 略]</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 [(ア)・(イ) 略]</p> <p><u>(ウ) 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（卸元事業者）が行う次のような行為については、公共の利益を確保するために必要な限度において、電気通信事業法上の業務改善命令が発動される（電気通信事業法第38条の2第4項）（注6 5）。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>○ 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をするときまでに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて特定卸電気通信役</u></p>	<p>地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。</p> <p>そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注6 7）。</p> <p>（注6 7） [同左] [<想定例> 同左]</p> <p>イ [同左] [(ア)・(イ) 同左]</p> <p>[新設]</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示をするよう求められたにもかかわらず、次に掲げるような正当な理由がないのに、これを拒むこと。ただし、単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>提示の求めがあった事項が、卸元事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかであること</u> ・ <u>提示の求めがあった事項が、卸元事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害すること</u> <p><u>(注6 5) 卸元事業者が正当な理由なく特定卸電気通信役務の提供を拒む場合、その拒まれた電気通信事業者が総務大臣に協議の開始又は再開を申し立てることにより、総務大臣は原則として卸元事業者に協議の開始又は再開の命令が発動される。提供を拒むことができる正当な理由とは、電気通信事業法第3 2条等における電気通信回線設備との接続を拒むことができる場合と同等のものであり、次に掲げるような理由をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>卸元事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること</u> ・ <u>当該特定卸電気通信役務の提供が卸元事業者の利</u> 	

改 定 後	改 定 前
<p><u>益を不当に害するおそれがあること（第二種指定電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務において、卸元事業者が BtoBtoX 型のビジネス（電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルをいう。）を提供する場合であって、卸元事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他の電気通信事業者に提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合を含む。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者が、当該特定卸電気通信役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること</u> ・ <u>当該特定卸電気通信役務の提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること</u> <p>第4 コンテンツの提供に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 現在、多機能端末の普及などにより、様々なシステム上で、顧客が、</p>	<p>第4 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) 現在、多機能端末の普及などにより、様々なシステム上で、顧客が、</p>

改定後	改定前
<p>ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という。）を利用することが可能となっている。</p> <p>例えば、コンテンツを提供するシステムとして、電気通信事業者が、移動体通信端末等（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、顧客がコンテンツを利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。</p> <p>簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単な操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」(注6.6)）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。</p> <p>このような状況の下、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツが様々なシステム上に掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられ、また、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。</p> <p>(注6.6) [略]</p> <p>(2) このような現状を踏まえると、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注</p>	<p>ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という。）を利用することが可能となっている。</p> <p>例えば、コンテンツを提供するシステムとして、電気通信事業者が、移動体通信端末等（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、顧客がコンテンツを利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。</p> <p>簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単な操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」(注6.8)）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。</p> <p>このような状況の下、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツが様々なシステム上に掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられ、また、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。</p> <p>(注6.8) [同左]</p> <p>(2) このような現状を踏まえると、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>6 7</u>) 条件を付けて当該コンテンツプロバイダーと取引したり、メニューリストへのコンテンツの掲載に際して、自己又は自己の関係事業者と比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱ったりすること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(<u>注6 8</u>)。</p> <p>(<u>注6 7</u>)・(<u>注6 8</u>) [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載する場合には料金回収代行サービスを中止すること等を条件とすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)(<u>注6 9</u>)。</p>	<p><u>6 9</u>) 条件を付けて当該コンテンツプロバイダーと取引したり、メニューリストへのコンテンツの掲載に際して、自己又は自己の関係事業者と比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱ったりすること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(<u>注7 0</u>)。</p> <p>(<u>注6 9</u>)・(<u>注7 0</u>) [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>① 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載する場合には料金回収代行サービスを中止すること等を条件とすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)(<u>注7 1</u>)。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(注69) [略]</p> <p>② コンテンツを自己のメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金その他の提供条件等の設定に関与する(注70) ことにより、当該コンテンツプロバイダーの事業活動を困難にさせ、又はコンテンツ提供市場における競争を阻害するおそれを生じさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。</p> <p>(注70) [略]</p> <p>[③ 略]</p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される(同法第31条第4項)。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る(同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号)。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信</p>	<p>(注71) [同左]</p> <p>② コンテンツを自己のメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金その他の提供条件等の設定に関与する(注72) ことにより、当該コンテンツプロバイダーの事業活動を困難にさせ、又はコンテンツ提供市場における競争を阻害するおそれを生じさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。</p> <p>(注72) [同左]</p> <p>[③ 同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第12号)</p> <p>① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否(注71)すること(注72)。 (注71)・(注72) [略]</p> <p>[② 略]</p> <p>③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関する(注73)こと。 (注73) [略]</p> <p>第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) このような現状を踏まえると、例えば、特許等を有する電気通信事業者等が、電気通信設備の製造業者に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、特許等のライセンス契約を締結している電気通信設備の製造業者とその取引の相手方との取引その他電気通信設備の製造業者の事業活動を拘束する条件を付けて当該電気通信設備の製造業者と</p>	<p>① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否(注73)すること(注74)。 (注73)・(注74) [同左]</p> <p>[② 同左]</p> <p>③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関する(注75)こと。 (注75) [同左]</p> <p>第5 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) このような現状を踏まえると、例えば、特許等を有する電気通信事業者等が、電気通信設備の製造業者に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、特許等のライセンス契約を締結している電気通信設備の製造業者とその取引の相手方との取引その他電気通信設備の製造業者の事業活動を拘束する条件を付けて当該電気通信設備の製造業者と</p>

改定後	改定前
<p>取引をすること、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7.4）。</p> <p>なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会）に基づいて判断される。</p> <p>（注7.4）[略]</p> <p>〔3〕 略]</p> <p>〔4〕 このような状況の下、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること、又は特定の商品・サービス以外の商品・サービスを取り扱わせないことにより、端末設備の販売市場、特定の商品・サービスの販売市場等における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7.5）。</p> <p>（注7.5）[略]</p> <p>〔2 略]</p>	<p>取引をすること、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7.6）。</p> <p>なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会）に基づいて判断される。</p> <p>（注7.6）[同左]</p> <p>〔3〕 同左]</p> <p>〔4〕 このような状況の下、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること、又は特定の商品・サービス以外の商品・サービスを取り扱わせないことにより、端末設備の販売市場、特定の商品・サービスの販売市場等における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7.7）。</p> <p>（注7.7）[同左]</p> <p>〔2 同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為</p> <p>特許等を有する電気通信事業者等が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者と電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、不当に自己又は自己の指定する事業者から電気通信設備の製造業者が必要とする商品・サービスを購入させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注7.6）。</p> <p>（注7.6） [略]</p> <p>〔②・③ 略〕</p> <p>イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為</p> <p>(ア) 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注7.7）。</p> <p>（注7.7） [略]</p> <p>〔<想定例> 略〕</p> <p>〔② 略〕</p> <p>③ 端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業</p>	<p>3 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>① 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者と電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、不当に自己又は自己の指定する事業者から電気通信設備の製造業者が必要とする商品・サービスを購入させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注7.8）。</p> <p>（注7.8） [同左]</p> <p>〔②・③ 同左〕</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) [同左]</p> <p>① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注7.9）。</p> <p>（注7.9） [同左]</p> <p>〔<想定例> 同左〕</p> <p>〔② 同左〕</p> <p>③ 端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業</p>

改定後	改定前
<p>者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注78）、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）（注79）。</p> <p>（注78）・（注79）[略]</p> <p>[<想定例> 略]</p> <p>[(イ) 略]</p> <p>(ウ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスの実施に関して、端末設備の販売業者の通常の営業活動では達成できないような目標水準（注80）を設定することにより、端末設備の販売業者が、当該目標水準を達成するために「供給に要する費用を著しく下回る対価」で端末設備を販売することとなる場合がある。移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。</p> <p>（注80）[略]</p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注81）ときには、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同</p>	<p>者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注80）、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）（注81）。</p> <p>（注80）・（注81）[同左]</p> <p>[<想定例> 同左]</p> <p>[(イ) 同左]</p> <p>(ウ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスの実施に関して、端末設備の販売業者の通常の営業活動では達成できないような目標水準（注82）を設定することにより、端末設備の販売業者が、当該目標水準を達成するために「供給に要する費用を著しく下回る対価」で端末設備を販売することとなる場合がある。移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。</p> <p>（注82）[同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注83）ときには、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同</p>

改 定 後	改 定 前
<p>条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される（<u>同法第29条第1項第12号</u>）。</p> <p>（注81） [略]</p> <p>〔①・② 略〕</p> <p>③ 端末設備（注82）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。</p> <p>（注82） [略]</p> <p>〔④ 略〕</p> <p>【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等） 電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、同法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為につい</p>	<p>条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（<u>同法第29条第1項第12号</u>）</p> <p>（注83） [同左]</p> <p>〔①・② 同左〕</p> <p>③ 端末設備（注84）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。</p> <p>（注84） [同左]</p> <p>〔④ 同左〕</p> <p>【再掲】 [同左] [同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>て当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。</p> <p>[1 略]</p> <p>2 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（ウについては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第5項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。⑥において同じ。）に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（同条第3項第2号及び第4項第2号）</p> <p>(例)</p> <p><u>〔削る〕</u></p> <p>①～⑥ [略]</p> <p><u>〔削る〕</u></p>	<p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(例)</p> <p>① <u>優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い（第1の3(2)エ②）。</u></p> <p>②～⑦ [同左]</p> <p>⑧ <u>ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等（第3の3(1)イ(イ)③）。</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>[(注6) 略]</p> <p>ウ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第4項第3号）</p> <p>(例)</p> <p>[① 略]</p> <p>② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第4の<u>3(2)</u>①～③）。</p> <p>③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第5の<u>3(2)</u>①～④）</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[Ⅲ・Ⅳ 略]</p> <p>[以下略]</p>	<p>[(注6) 略]</p> <p>ウ [同左]</p> <p>(例)</p> <p>[① 同左]</p> <p>② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第4の<u>3</u>①～③）。</p> <p>③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第5の<u>3</u>①～④）</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[Ⅲ・Ⅳ 同左]</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	